

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするものです。	令和7年 6月議会  議案 第53号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の育児休業等に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、所得控除に特定親族特別控除を加えるとともに、所要の規定の整備を図るものです。	令和7年 6月議会  議案 第54号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	納付推進課 089-948-6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	離島振興対策実施地域での固定資産税の課税免除を引き続き実施するものです。	令和7年 6月議会  議案 第55号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948-6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
4	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	個人番号を利用することができる事務に住登外者の情報の管理に関する事務を加えるとともに、所要の規定の整備を図るものです。	令和7年 6月議会  議案 第56号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 個人番号を利用することができる事務に住登外者の情報の管理に関する事務を加えるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	システム管理課 089-948-6340
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

5	松山市愚陀佛庵条例	松山市愚陀佛庵を設置するものです。	令和7年 6月議会  議案 第57号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	文化・ことば課 089-948-6989
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市公民館条例の一部を 改正する条例	八坂公民館, 泊公民館及び久米公 民館のエレベーター設置工事の完 成に伴い, 部屋の区分を変更し, 及 び使用料を改定するものです。	令和7年 6月議会  議案 第58号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習振興課 089-948-6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市渡部家住宅条例	松山市渡部家住宅を設置するもの です。	令和7年 6月議会  議案 第59号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	文化財課 089-948-6520
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
8	松山市保育所及び小規模保 育事業所条例の一部を改正 する条例	保育所等への入所の不承諾の規定 を実状に合わせて見直すもので す。	令和7年 6月議会  議案 第60号	パブリック コメント	パブリック コメント	【パブリックコメントを実施しない理由】 規定を実情に合わせるものであり, 実施要綱 第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	保育・幼稚園課 089-948-6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

9	松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。	令和7年 6月議会  議案 第61号	パブリック コメント	R7.3.21 ～ R7.4.21	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様 に意見を聴きました。	保育・幼稚園課 089-948-6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例	松山市役所第四別館の西側に仮設駐輪場を設置するものです。	令和7年 6月議会  議案 第62号	パブリック コメント	パブリック コメント	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	都市・交通計画課 089-948-6444
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げるものです。	令和7年 6月議会  議案 第71号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 選挙長等の報酬の引上げに関するものであり、 実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	選挙管理委員会 事務局 089-948-6621
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

## 【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。